

## 実務経験証明書の確認手続きについて

### 【関係資料】

漁業分野における 2 号漁業技能測定試験の受験手続等に関する規則 (PDF)

【別記様式】漁業分野における 2 号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書 (Word)

### 【注意事項】

- ・受入れ機関（協議会 1 号構成員）は「実務経験に係る証明書」を正副 2 部作成し、  
1 部（副）は特定技能外国人、1 部（正）は必要書類を揃えて担当全国団体等（2  
号構成員）に提出してください。
- ・書類を提出する担当全国団体等は、協議会構成員の加入手続きを行った際の提出先  
と同じです。各全国団体等の連絡先は下記パンフレットの P21 をご参照ください。  
パンフレット：特定技能外国人材の受入れ制度について（漁業分野）
- ・実務経験に係る証明書は、「**作成責任者が必ず署名**」を行い、「**メールアドレスは正  
しいアドレスを見やすい字で記載**」してください。  
(アドレスは小文字の L と数字の 1 の区別がつかない場合があるため、使用する  
場合は説明書きを追記。)
- ・2 号構成員から大日本水産会に必要書類が届き、内容が確認できましたら、実務経  
験に係る証明書に記載のメールアドレスに「申請番号」を送信します。その申請番  
号をもってプロメトリック(株)実施の CBT 試験を受験することになります。

### 【2 号漁業技能測定試験の予約サイト】

«漁業»    «養殖業»

### 【その他】

- ・「申請番号」に使用期限はありません。再受験する際も同じ申請番号を使用しますので、受信したメールは大切に保管してください。

### 【フロー図】

